判事補	一号	四一九、二〇〇円
	二号	三八五、五〇〇円
	三号	三六二、六〇〇円
	四号	三三九、三〇〇円
	五号	三一七、〇〇〇円
	六号	三〇一、七〇〇円
	七号	二八四、一〇〇円
	八号	二七三、七〇〇円
	九号	二五〇、四〇〇円
	十号	二四一、五〇〇円
	十一号	二三四、〇〇〇円
	十二号	二二七、五〇〇円
簡易裁判所判事	一号	八一七、〇〇〇円
	二号	七〇五、〇〇〇円
	三号	六三三、〇〇〇円
	四号	五七三、〇〇〇円
	五号	四三六、六〇〇円
	六号	四一九、二〇〇円
	七号	三八五、五〇〇円
	八号	三六二、六〇〇円
	九号	三三九、三〇〇円
	十号	三一七、〇〇〇円
	十一号	三〇一、七〇〇円
	十二号	二八四、一〇〇円
	十三号	二七三、七〇〇円
	十四号	二五〇、四〇〇円
	十五号	二四一、五〇〇円
	十六号	二三四、〇〇〇円
	十七号	二二七、五〇〇円

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次条において「新法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

（経過措置）

第三条　附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日から引き続き裁判官である者で、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額に達しないこととなるものには、平成三十年三月三十一日までの間において、その受ける報酬月額が一部施行日の前日において受けていた報酬月額に達するまでの間、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

2　一部施行日以降に新たに裁判官となった者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による報酬を支給される裁判官との権衡上必要があると認められるときは、当該裁判官には、最高裁判所の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百三十号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	俸給月額
検事総長	一、四九五、〇〇〇円
次長検事	一、二二二、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一、三二八、〇〇〇円
その他の検事長	一、二二二、〇〇〇円